土木学会中国支部賞表彰規程

令和３年２月４日制定

１．趣旨
本賞は、中国地方の土木技術の発展に貢献する優れた業績、業務などに対してその成果をたたえるとともに、支部会員の意識の高揚、支部の土木分野の活性化、技術の向上を図る。

２．対象・範囲・資格
（１）本賞の対象は、土木技術による中国地方の発展に寄与する著しい業績、中国地方に建設された優れた土木施設あるいは構造物の工事、中国地方の地域課題の解決に向け取り組んだ業務、あるいは技術の普及に貢献した業務などで、土木学会中国支部会員が関与するものとする。ただし、土木学会本部の技術賞等を過去に受賞しているもの、あるいは現在応募中のものは対象としない。
（２）前項の業績、業務については、終了、未終了を問わないが、工事については原則として応募年度に完成した（または完成する）ならびにその前年度に完成したものとする。
（３）受賞者は、個人、グループ、団体を問わないが、グループである場合には、主たる者が以下の応募資格を有するものとする。
（４）応募資格
[個人]
土木学会員であって、その実績時もしくは応募時において、土木学会中国支部に所属すること。
[団体]
中国支部管内の土木学会法人正会員、特別会員、土木学会中国支部賛助会員であること。

３．応募方法
指定の応募書類、論文あるいは技術を公表したパンフレットなどを添付して支部事務局に提出する。

４．審査方法
受賞者の決定は土木学会中国支部賞表彰委員会が行うこととし、委員構成や審査方法は別途内規に定める。

５．審査項目・審査基準
表彰委員会は、第１条の趣旨を踏まえた上で、平等かつ厳選に、別途内規に定める採点方法に従い、中国支部賞に相応しい優れた応募業績を選出する。

６．表彰
土木学会中国支部支部長より、賞状および記念品を授与する。

７．費用
中国支部賞表彰に係る費用は、原則として中国支部地域貢献事業規程第４条の規定に基づく「中国支部地域貢献資金」から支出する。

８．改廃規定
商議委員会にて了承を得る。

附則：この規程は、2021（令和３）年２月４日から施行する。（2021（令和３）年２月４日商議員会決議）